

事務連絡
令和2年4月13日

医療機関・介護保険関係事業所 様

大津町 介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱いについて

日頃より、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。
このたびの厚生労働省老健局老人保健課からの通知（令和2年4月7日付事務連絡）を受け、当町では下記のとおり取り扱うことといたします。
今後の状況に応じて変更が生じる場合がありますので、ご了承ください。

記

1. 要介護認定及び要支援認定の有効期間（以下、「認定有効期間」）の延長について

要介護認定及び要支援認定の更新を行う被保険者が、次の（1）または（2）に該当する場合、認定調査は困難であるとし、**認定有効期間を12か月延長いたします**。なお、認定有効期間の延長が可能となるのは、要介護認定及び要支援認定の申請種別が「更新申請」であること及び更新期間中であることに限ります。

- （1） 被保険者が、介護保険施設や病院等に入所中または入院中で、介護保険施設や病院等が面会禁止等の措置をとっている場合。
- （2） 被保険者が、新型コロナウイルス感染症への感染予防のため、訪問調査または医療機関への診察を拒否している場合。

2. 手続きについて

上記（1）に該当する場合

介護保険施設や病院等は、「要介護認定調査等困難届出書」を提出してください。また、介護保険施設や病院等に入所中または入院中である被保険者の更新申請については、あわせて「要介護（要支援）認定有効期間延長申請書」を提出してください。

上記（2）に該当する場合

被保険者は、「要介護（要支援）認定有効期間延長申請書」を提出して

ください。

なお、上記（１）と上記（２）いずれの場合も、「介護保険 要介護更新認定・要支援更新認定申請書」の提出は必要です。

※現時点ですでに更新申請を提出している５月末更新の被保険者であって、１の（１）または（２）に該当する場合は、「要介護（要支援）認定有効期間延長申請書」を追加でご提出ください。また、４月末更新の被保険者であって、面会禁止等の措置がされている場合については、この追加提出を不要とし、当町の判断をもって認定有効期間の延長をさせていただきます。

３．認定有効期間の延長通知について

新たな介護保険被保険者証の発送をもって、延長後の認定有効期間の通知に代えさせていただきます。

４．新規申請及び区分変更申請について

新規申請及び区分変更申請を受理することは可能ですが、面会禁止等の措置が解除されるまで認定調査を行うことができません。できるだけ、面会禁止等の措置が解除された後に申請を行っていただきますようお願いいたします。

５．添付資料

「要介護認定調査等困難届出書」

「要介護（要支援）認定有効期間延長申請書」

問い合わせ 大津町役場 介護保険課 介護保険係 ０９６－２９３－３５１１（直通）
